

埼玉県立大学創立20周年記念事業ロゴマークの取扱いについて

2018年12月3日
学 長 決 済

(趣旨)

第1条 埼玉県立大学の創立20周年をPRし、その機運を盛り上げるとともに、大学の魅力を発信し、愛着を深めることを目的として制作した埼玉県立大学創立20周年記念事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）について幅広い使用を促進し、適正な使用及び管理を図るため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークは、前条に定める趣旨に賛同し、以下の定めを遵守する者は使用することができる。

(使用の届出)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については届出の必要はない。

- (1) 本学の教職員、学生、卒業生、後援会など本学関係者が使用する場合
- (2) 地方公共団体その他公共性のある団体、自治会等の団体が使用する場合
- (3) 本学から共催、後援の承認を受けた団体が使用する場合
- (4) 報道機関等が報道の目的に使用する場合
- (5) その他学長が届出を要しないと認めた場合

2 前項の規定により届出をしようとする者（以下「届出使用者」という。）は、埼玉県立大学創立20周年記念事業ロゴマーク使用届（別記様式。以下「使用届」という。）に次に掲げるものを添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 現物、見本等ロゴマークの使用方法を確認することができるもの
- (2) その他学長が必要と認めるもの

(使用期間)

第4条 ロゴマークの使用期間は、届出日以降の使用を希望する日から2020年3月31日までとする。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出使用者は、使用届の使用目的以外で使用しないこと。
- (2) ロゴマークを使用するもの（以下「使用者」という。）は、別記使用ガイ

ドラインで定める縦横比、形状等以外で使用してはならない。

(3) ロゴマークに係る商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用にあたって、使用料は徴収しない。

(使用の不可)

第7条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を不可とする。

(1) 政治、宗教、思想等の目的のために使用し、又はそのおそれのある場合。

(2) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合。

(3) 本学若しくは第三者の信用若しくは品位を害し、又はそのおそれのある場合。

(4) 暴力団又は暴力団員の利益になるおそれのある場合。

(5) その他学長が適当でないと認めた場合。

(使用の中止等)

第8条 学長は、ロゴマークの使用が第5条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるとき、又は前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対し、ロゴマークの使用の中止、使用品の回収又は廃棄を命じるものとし、使用者は異議なくこれに従うものとする。

(使用実績の公表)

第9条 届出使用者は、本学がロゴマークの使用実績について届出使用者名、使用内容等を公表することについて、了承するものとする。

(損失補償)

第10条 本学は、ロゴマークの使用により使用者に損失等が生じた場合であっても、一切の責めを負わないものとする。

(委任)

第11条 この取扱いに定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この取扱いは、2018年12月3日から施行する。

(この取扱いの失効)

2 この取扱いは、2020年3月31日限りで、その効力を失う。